

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農地農業用施設整備事業補助金
補助の区分	事業補助（建設的補助）
補助の概要	本市の農業の総合的な振興を図るために、団体及び個人が行う基盤整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	農業者及び農業者団体
補助対象経費	補助事業者が実施する事業に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業ごとに補助事業費10万円以上300万円以下の50%以内、又は40万円以上200万円以下の30%以内
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	事業ごとに50%以内又は30%以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	理由：各地域の状況に応じて補助するものであり、数値目標は馴染まない。 評価方法：この事業を活用して整備された農地等がどの程度あり、その地域で営農を継続できているかどうか。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	ホームページ等
事業担当	（担当部署） 農林水産振興課 農村整備係
	（電話番号） 0259-63-3761